

指定管理者制度におけるスライド制度 運用の手引き

令和8年4月
群馬県

1 趣旨・目的

これまで、本県の指定管理者制度において、指定管理料は、人件費や物価の動向を勘案して算定してきた。

しかし、近年の急激な人件費や物価の高騰はその想定を上回っており、これが指定管理者の経営リスクとなり、ひいてはサービスの質の低下につながるおそれもあると考えられる。

そこで、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な管理運営や、適正なサービス水準の確保を目的として、賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合に、指定管理料の見直しを行う仕組み（以下、「スライド制度」という。）を導入する。

2 スライド制度の概要

(1) 制度の概要

賃金及び物価水準の目安となる指標（以下、「参照指標」という。）を基に算出した変動率が一定水準を超える場合に、年度ごとに見直し額（以下、「スライド額」という。）を算定し、当該年度の指定管理料の増減を行う。

(2) 対象施設

原則として、指定管理者制度を導入している全ての施設を対象とする。

※県からの指定管理料収入のない施設及びPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づく指定管理施設など個別の事業契約等により本制度と同様の対応を実施している施設は対象外とする。

(3) 適用開始時期

令和8年度から

(4) 対象経費及び対象外経費

指定管理の申請者が、指定申請時に提出した事業計画書（収支計画）の人件費及び物件費のうち、賃金及び物価水準の変動の影響を受ける経費をスライド制度の対象経費とする。ただし、自主事業に係る経費は対象外とする。

ア 人件費

指定管理者が県の指定管理施設において直接雇用している職員に支払う賃金（労働基準法第11条に規定される賃金）のうち、人件費に係る参照指標に連動させることが適当な経費を対象とする。

【参考】労働基準法（抜粋）

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

- ・対象経費（例）：給与、賃金、超過勤務手当、賞与（期末・勤勉手当）、社会保険料等
- ・対象外経費（例）：通勤手当、住宅手当、健康診断費等

※各指定管理者の給与形態等によって、手当等の内容や取り扱いが異なることから、実情に応じて適切に分類するものとする。

イ 物件費

施設管理業務に必要であり、物件費に係る参照指標に連動させることが適当な経費を対

象とする。

- ・対象経費（例）：消耗品費、光熱水費、備品購入費、通信運搬費、修繕費、委託料 等
- ・対象外経費（例）：租税公課、支払利息、減価償却費 等

※各指定管理者の支出形態によって費目等が異なることから、実情に応じて適切に分類するものとする。

(5) スライド額の算出方法

ア 参照指標

(ア) 人件費

群馬県人事委員会が毎年度公表する「職員の給与等に関する報告及び勧告」における「職員の給与改定率」

(イ) 物件費①（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、原材料費、備品購入費等、「企業物価指数」に連動させることが適当な経費）

日本銀行が毎月公表する「企業物価指数」

(ウ) 物件費②（通信運搬費、保険料、広告料、手数料、修繕費、委託料、使用料、旅費等、「企業向けサービス価格指数」に連動させることが適当な経費）

日本銀行が毎月公表する「企業向けサービス価格指数」

イ 変動率の算出方法

(ア) 人件費

公募年度から当該年度までの各給与改定率に1を加え、それらを全て乗じる。その数値から1を減じた上で、100を乗じたものを変動率(%)とする。(小数点第3位以下を四捨五入)

ただし、変動率が±3(%)以内の場合にはスライド制度は適用せず、±3(%)を超える部分をスライド制度の対象とする。

○給与改定率の算出方法

職員（一般行政職）の平均年間給与の増減率

(イ) 物件費

公募前年度の企業物価指数又は企業向けサービス価格指数を100とした場合の、当該年度の企業物価指数又は企業向けサービス価格指数を算出し、当該数値から100を減じたものを変動率(%)とする。(小数点第3位以下を四捨五入)

ただし、変動率が±3(%)以内の場合にはスライド制度は適用せず、±3(%)を超える部分をスライド制度の対象とする。

○企業物価指数又は企業向けサービス価格指数の算出方法

前年度の10月から当該年度の9月までの企業物価指数又は企業向けサービス価格指数の平均値

※小数点第3位以下を四捨五入

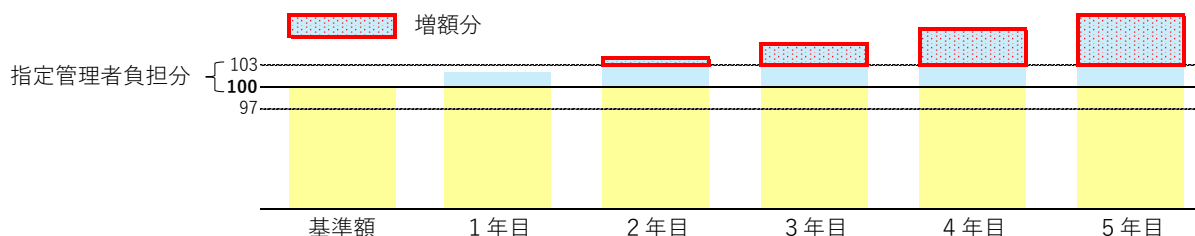
ウ スライド額の算出方法

スライド額は、指定管理の申請者が指定申請時に報告したスライド基準額に、当該年度の変動率(±3(%)を超える部分)を乗じて算出した額とする。(千円未満切り捨て)

【スライド制度の対応イメージ】（人件費）

算出例1（給与改定率が次のとおり推移した場合）

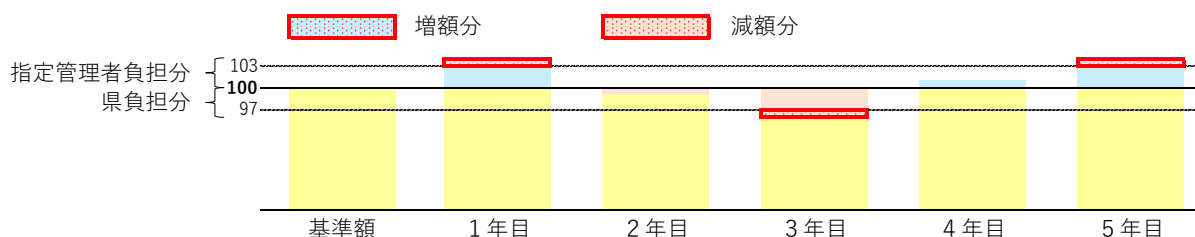
	公募年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
給与改定率	1.00% (0.01)	1.00% (0.01)	1.00% (0.01)	1.00% (0.01)	1.00% (0.01)	1.00% (0.01)
変動率	—	2.01% 〔 1.01×1.01 〕	3.03% 〔 1.01×1.01×1.01 〕	4.06% 〔 1.01×1.01× 1.01×1.01 〕	5.10% 〔 1.01×1.01×1.01 ×1.01×1.01 〕	6.15% 〔 1.01×1.01×1.01× 1.01×1.01×1.01 〕



	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①対象経費（基準額）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②指標の変動率	2.01%	3.03%	4.06%	5.10%	6.15%
③対象経費の増減額（①×②）	201	303	406	510	615
④①+③	10,201	10,303	10,406	10,510	10,615
⑤④のうち指定管理者負担額 （基準額の3%の範囲）	201	300	300	300	300
⑥④のうち県負担額 （基準額の▲3%の範囲）	0	0	0	0	0
⑦④-⑤+⑥	10,000	10,003	10,106	10,210	10,315
⑧スライド額 （⑦-基準額）	0	3	106	210	315

算出例2（給与改定率が次のとおり推移した場合）

	公募年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
給与改定率	1.00% (0.01)	3.00% (0.03)	▲5.00% (▲0.05)	▲2.00% (▲0.02)	4.00% (0.04)	3.00% (0.03)
変動率	—	4.03% 〔 1.01×1.03 〕	▲1.17% 〔 1.01×1.03×0.95 〕	▲3.15% 〔 1.01×1.03× 0.95×0.98 〕	0.73% 〔 1.01×1.03×0.95× 0.98×1.04 〕	3.75% 〔 1.01×1.03×0.95× 0.98×1.04×1.03 〕

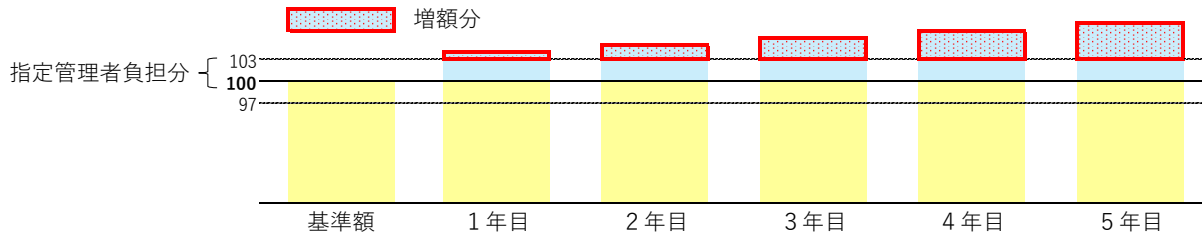


	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①対象経費（基準額）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②指標の変動率	4.03%	▲1.17%	▲3.15%	0.73%	3.75%
③対象経費の増減額（①×②）	403	▲117	▲315	73	375
④①+③	10,403	9,883	9,685	10,073	10,375
⑤④のうち指定管理者負担額 （基準額の3%の範囲）	300	0	0	73	300
⑥④のうち県負担額 （基準額の▲3%の範囲）	0	117	300	0	0
⑦④-⑤+⑥	10,103	10,000	9,985	10,000	10,075
⑧スライド額 （⑦-基準額）	103	0	▲15	0	75

【スライド制度の対応イメージ】（物件費）

算出例 1（企業物価指数（公募前年度を 100 とした場合）が次のとおり推移した場合）

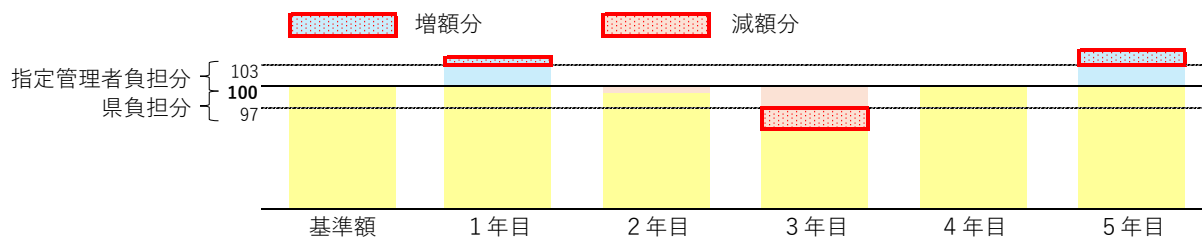
	公募前年度	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
企業物価指数	100	110	115	120	125	130
変動率	—	10.00%	15.00%	20.00%	25.00%	30.00%



	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
①対象経費（基準額）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②指標の変動率	10.00%	15.00%	20.00%	25.00%	30.00%
③対象経費の増減額(①×②)	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
④①+③	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000
⑤④のうち指定管理者負担額 （基準額の 3% の範囲）	300	300	300	300	300
⑥④のうち県負担額 （基準額の▲ 3% の範囲）	0	0	0	0	0
⑦④－⑤＋⑥	10,700	11,200	11,700	12,200	12,700
⑧スライド額 （⑦－基準額）	700	1,200	1,700	2,200	2,700

算出例 2（企業物価指数（公募前年度を 100 とした場合）が次のとおり推移した場合）

	公募前年度	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
企業物価指数	100	104	98	93	100	105
変動率	—	4.00%	▲2.00%	▲7.00%	0.00%	5.00%



	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
①対象経費（基準額）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②指標の変動率	4.00%	▲2.00%	▲7.00%	0%	5.00%
③対象経費の増減額(①×②)	400	▲200	▲700	0	500
④①+③	10,400	9,800	9,300	10,000	10,500
⑤④のうち指定管理者負担額 （基準額の 3% の範囲）	300	0	0	0	300
⑥④のうち県負担額 （基準額の▲ 3% の範囲）	0	200	300	0	0
⑦④－⑤＋⑥	10,100	10,000	9,600	10,000	10,200
⑧スライド額 （⑦－基準額）	100	0	▲400	0	200

※企業向けサービス価格指数についても同様に算出

3 スライド制度の運用

(1) 運用スケジュール

時期		施設所管課	指定管理者（申請者）
選定年度	募集 （6～8月）	募集要項にスライド制度の適用について明記	
	申請時 （9～12月）		スライド基準額報告書の提出
	基本協定締結時 （1～3月）	基本協定にスライド制度の適用について明記	
指定期間中	4月	年度協定を締結	
	10～12月	公表された参照指標に基づき、スライド額を算定、通知	
			スライド額の申請
		スライド額を内示 予算要求（2月補正予算）	
	3月	議決後にスライド額の決定を通知	
		年度協定の変更（スライド額の反映）	
指定管理料の支払（増額・減額）			

(2) 運用手続き

ア 指定期間の前年度

- (ア) 各施設所管課は、指定管理者の公募に当たり、募集要項にスライド制度の適用について明記する。
- (イ) 指定管理の申請者は、指定申請時に指定期間における各年度のスライド制度の対象となる人件費及び物件費を記載した「スライド基準額報告書」（様式1）を各施設所管課に提出する。
※「スライド基準額報告書」は、各年度におけるスライド額算定の基礎資料となるため、提出後の変更は原則として認めない。
- (ウ) 県と指定管理者は、スライド制度の適用について定めた基本協定を締結する。

イ 指定期間中

- (ア) 県と指定管理者は、基本協定に基づき、年度協定を締結する。
- (イ) 参照指標の公表を受け、総務部総務課が変動率を算出し、各施設所管課に通知する。
- (ウ) 各施設所管課は、変動率を用いてスライド額を算出し、指定管理者に通知（様式2）する。
- (エ) 指定管理者は、各施設所管課から通知されたスライド額が増額となり、指定管理料への反映を希望する場合は、申請書（様式3）を各施設所管課に提出する。
※スライド額が減額となった場合は、指定管理料を減額するため申請書の提出は不要

- (オ) 指定管理者から申請があった場合は、各施設所管課は、指定管理者にスライド額の内示通知（様式4）を行い、スライド額に係る経費を当該年度2月補正予算で要求する。
- (カ) 2月補正予算が議決された場合は、各施設所管課は指定管理者に、決定したスライド額を通知（様式5）する。
- (キ) 県と指定管理者は、決定したスライド額に基づき、年度協定を変更する協定を締結する。（スライド額が減額となった場合は、議決前に年度協定を変更することも可）
- (ク) 年度協定の変更後、各施設所管課は、決定したスライド額に基づき、当該年度の指定管理料の支払い（増額・減額）を行う。

4 その他

(1) 現に指定期間中の施設の取扱い

令和8年度において、既に指定期間中の施設については、指定管理者が希望する場合に令和8年度からスライド制度を導入する。

※令和9年度以降からスライド制度を導入することは認めない。

スライド制度の導入を希望する指定管理者は、指定申請時に提出した事業計画書（収支計画）に基づき、スライド制度の対象となる人件費及び物件費を記載した「スライド基準額報告書」（様式1）を提出する。

県と指定管理者は、スライド制度の適用について定めるため、基本協定を変更する協定を締結する。

その他の取扱いについては、上記1～3までの例による。

(2) 指定期間中に人員構成に変更があった場合の取扱い

退職などに伴う一時的な減員や臨時的な増員など、指定期間中における人員構成の変更に伴う人件費の変動については、指定管理者の負担とする。

県側の事情により、指定期間中の管理面積の増加等、管理運営業務の前提に変更があり、それにより職員配置の変更（軽微な変更を除く）が生じ、同様の状況が当該年度以降も継続する場合、協議により「スライド基準額報告書」の記載内容を変更することができるものとする。

(3) スライド額の取扱い

スライド額が増額となった場合には、原則として、増額の対象となった人件費や物件費に充てることとするが、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、支払時期や支払方法など実務上の取扱いについては指定管理者の裁量によるものとし、指定管理料の精算は行わない。

(様式1)

令和 年 月 日

群馬県知事 様

(申請者)

所在地 ○○○○

指定管理者名 ○○○○

対象施設名 ○○○○

スライド基準額報告書

スライド制度に基づく対象経費について、次のとおり報告します。

指定管理期間：令和○年度～令和○年度

※年度ごとに異なる場合には、別葉で作成すること

(単位：円)

区 分	費 目	金 額	積算内訳
人件費	正規職員賃金		○円×○人= ○円×○人=
	非正規職員賃金		○円×○人= ○円×○人=
	法定福利費		上記計×○%
	○○費		
	合 計		
物件費①	消耗品費		
	燃料費		
	備品購入費		
	○○費		
	合 計		
物件費②	通信運搬費		
	修繕費		
	委託料		
	○○費		
	合 計		

※指定申請時に提出した事業計画書(収支計画)の人員費及び物件費のうち、賃金及び物価水準の変動の影響を受ける経費について記載すること

(様式2-1) ※増額の場合

第 号
令和 年 月 日

(指定管理者)
〇〇〇〇 様

群馬県知事 〇〇 〇〇

令和〇年度の指定管理料に係るスライド額について（通知）

令和〇年度指定管理料に係るスライド額について、下記のとおり決定しましたので通知します。

つきましては、指定管理料のスライドを希望する場合には、申請書（様式3）を提出してください。

記

1 対象施設名
〇〇〇〇

2 令和〇年度のスライド額

区 分	スライド額
人件費	千円
物件費①	千円
物件費②	千円
計	千円

【参考】

区 分	基準額 (a)	変動率	±3%を超える 変動率 (b)	スライド額 (a×b)
人件費	千円	%	%	千円
物件費①	千円	%	%	千円
物件費②	千円	%	%	千円

(様式2-2) ※減額の場合

第 号
令和 年 月 日

(指定管理者)

〇〇〇〇 様

群馬県知事 〇〇 〇〇

令和〇年度の指定管理料に係るスライド額について (通知)

令和〇年度の指定管理料に係るスライド額について、下記のとおり減額することとしましたので通知します。

記

1 対象施設名

〇〇〇〇

2 令和〇年度のスライド額

区 分	スライド額
人件費	千円
物件費①	千円
物件費②	千円
計	千円

【参考】

区 分	基準額 (a)	変動率	±3%を超える 変動率 (b)	スライド額 (a×b)
人件費	千円	%	%	千円
物件費①	千円	%	%	千円
物件費②	千円	%	%	千円

(様式3)

令和 年 月 日

群馬県知事 様

(申請者)

所在地 ○○○○

指定管理者名 ○○○○

対象施設名 ○○○○

令和○年度の指定管理料に係るスライド額の申請について

令和○年度指定管理料に係るスライド額について、下記のとおり申請します。

記

区 分	スライド申請額
人件費	千円
物件費①	千円
物件費②	千円
計	千円

(様式4)

第 号
年 月 日

(指定管理者)
〇〇〇〇 様

群馬県知事 〇〇 〇〇

令和〇年度の指定管理料に係るスライド額の内示について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった令和〇年度の指定管理料に係るスライド額について、下記のとおり内示します。

なお、スライド額については、令和〇年度群馬県議会第1回定例会における令和〇年度2月補正予算の議決後、予算の範囲内で決定します。

記

1 対象施設名
〇〇〇〇

2 令和〇年度のスライド額

区 分	スライド額
人件費	千円
物件費①	千円
物件費②	千円
計	千円

(様式5)

第 号
年 月 日

(指定管理者)

〇〇〇〇 様

群馬県知事 〇〇 〇〇

令和〇年度の指定管理料に係るスライド額の決定について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった令和〇年度の指定管理料に係るスライド額について、
下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 対象施設名

〇〇〇〇

2 令和〇年度のスライド額

区 分	スライド額
人件費	千円
物件費①	千円
物件費②	千円
計	千円